

【サービス提供に関する相談・苦情について】

NIST 訪問看護ステーション

- (1) 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供した指定訪問看護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【苦情・相談窓口】

NIST 訪問看護ステーション	住所 大阪府大阪市中央区平野町 3-1-2 キューアス平野町ビル7A 電話 06-4708-7880（本庄 郁恵）
おおさか介護保険サービス相談センター	住所 大阪市天王寺区東高津町 12-10 電話 06-6766-3800
大阪府国民健康保険団体連合会	住所 大阪府大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通F Nビル内 電話 06-6949-5418